

体育文化振興会総会

- 1 体育文化振興会役員・体育文化振興会顧問一覧
- 2 本校の部活動について
- 3 体育文化振興会旅費規程について
- 4 令和6年度体育文化振興会会計決算について
- 5 令和7年度体育文化振興会会計予算について
- 6 札幌市立手稲東中学校体育文化振興会会則

令和7年度 体育文化振興会役員

顧問	学校長
会長	PTA会長
副会長	PTA副会長 2名
	教頭
会計監査	PTA会計監査 2名
事務局長	高橋 優毅
事務局員	高垣 涼
事務局員	岩崎 達也
事務局員 (会計)	菊谷 真莉子
事務局員 (会計)	奥田 ちこ
事務局員 (会計)	荒磯 有里子

令和7年度 体育文化振興会顧問一覧 (常設部)

部活	指導者
野球	多田廉史 平子太一 【外部顧問】原靖 氏
サッカー	山本耀太 【外部顧問】村元全 氏
ソフトテニス	高垣涼 大久保圭介 【特別外部指導者】高嶋正一 氏
男女バドミントン	渡辺成 近藤嶺
男子バレーボール	野上晴喜 横山拓史 【外部顧問】武藤直継 氏
女子バレーボール	村上丈弥 渡部翔平
男子バスケットボール	高橋優毅 久保田大智
女子バスケットボール	岩崎達也 菊谷真莉子
卓球	竹中公彦 徳武篤子
合唱	岡部未来 荒磯有里子
茶道	本明あゆみ 渡邊弥生 【外部コーチ】武田啓子 氏

本校の部活動について

はじめに

教育活動の一環として行われる部活動は、生徒が生涯にわたって文化・スポーツに親しむ能力や態度を育み、知力・体力の向上や健康増進、生徒の自主性や協調性、社会性を伸長する等、大きな役割を果たしています。本校においても、こうしたねらいや目的を達成するため、部活動の運営に取り組んでいるところです。2020年3月に札幌市教育委員会から示された札幌市立学校に係る部活動の方針を踏まえて各部で検討し、令和7年度の部活動計画を作成致しました。入部を決意するにあたりましては、生徒本人と保護者様が各部の活動方針を十分に理解して頂いた上でご加入くださいますようお願いいたします。

1 部活動の組織について

(1) 体育文化振興会

趣旨に賛同した保護者および教職員で会を組織し、運営しています。したがって、学校の教育活動と密接なつながりを持ちながらも独立した組織として活動が行われます。

※札幌市立手稲東中学校体育文化振興会「会則」を参照

(2) 経費について

常設の部活動入部者は体育系・文化系を問わず年会費6,000円を、特設の部活動入部者は年会費3,000円を4月の募集時に納入していただきます。（募集時以外にも受け付けます。）

2 部活動のきまりについて

(1) 部活動の参加の考え方

部活動は、学年・学級などの枠を超え、その活動に対して興味や関心をもっている生徒が任意で入部することになっています。学校の施設等を借りて活動します。こうしたことから、部活動ではその部の熱心な活動を奨励することはもちろん、学校に関係する方々や応援してくれる周りの人々への感謝の気持ちや礼儀、活動に関するルールの厳守などをしっかり指導することも大きなねらいとしておさえています。

(2) 活動可能時間

放課後 清掃終了後～18:30（下校完了）

休日 8:30～16:00（下校完了）

- 顧問の許可無く、この活動時間以外における生徒のみの活動は禁止します。
- 活動終了後は居残り寄り道などをせず、ただちに家に帰るよう指導します。
- 午前授業、会議などで完全下校の場合は、再登校とします。（16:30）
- 中体連の大会が始まる2週間前から、19:00（下校完了）まで活動の延長を認めます。
- 月に1回、学校として平日に休養日を設けます。
- 週の中で平日に1回と、土日のどちらかに1回休養日を設けます。ただし、週末に大会参加等により土日に連続して活動した場合、休養日は他の日に振り替えます。
- 定期テスト前は3日前から全部活動の活動を停止します。
- その他、突発的な出来事があった場合、事務局の判断で活動を中止にすることがあります。

(3) ミーティング、昼食、更衣

- ミーティングや昼食は所定の場所で行います。
- 昼食のゴミは全て持ち帰りとします。
- 一旦登校したら、昼食等を買いに出ることは認めません。
- 更衣は更衣室で行うよう指導します。

(4) 服装

- 活動中の服装は、標準服、体育時のジャージ、ユニフォームとします。ただし、活動時の服装は顧問の判断によるものとします。
- 防寒用のジャンパー、ウインドブレーカー類の規制はありません。

➤その他、特別な場合は事務局、顧問会議で判断します。

(5) 校舎使用について

使用場所、利用方法等については次の通りとします。学校の備品、施設は共有のものなので大切に扱きましょう。

①体育館

➤男女バスケットボール部、男女バレーボール部、男女バドミントン部が優先して使用する。

②格技室

➤卓球部が優先して使用する。

③ミーティングルーム

➤夏期は割り当てがないので、各部で譲り合って使用する。冬期は各部に割り当てる。

➤ボールの使用が可能。

④グラウンド

➤サッカー部、野球部が優先して使用する。

⑤テニスコート

➤ソフトテニス部が使用する。

⑥1階ホール

➤夏季は室内競技の部に割り当てる。冬季は各部に割り当てる

➤ボールの使用が可能。

⑦3階ホール

➤夏季は各部譲り合って使用する。冬期は各部に割り当てる。

➤ボールの使用が可能。

⑧廊下・階段

➤1・3・4階廊下およびB・C・D階段は使用が可能。割り当てはしないので、各部で譲り合って使用する。

➤ボールは生徒と顧問が協議のうえ、活動内容によって使用できる。

⑨文化系の部活動

➤それぞれの活動場所で活動する。

➤ただし、発表会等がある場合は他の場所で活動することがある。

(6) 荷物

・活動場所に必ず持っていくこととする。

・貴重品は顧問に預けるなど、管理には十分注意するよう指導をする。

(7) 清掃

・活動終了後、使用した場所は清掃・整備を行うよう指導をする。

・ドアや窓の施錠は、指導者が最終確認をする。

(8) 対外試合

・出かける場合の服装は標準服、東中ジャージまたはユニフォームとする。

(9) 退部、転部

・1年生のみ年度途中の転部を認めているが、2・3年生は原則として認めていません。やむを得ない場合、保護者・学級担任・指導者の同意のもと事務局の承認を必要としています。

・部員が部の品位を著しく傷つける行為があったとき、部員に誠意が認められなかった時は指導者・学級担任・保護者協議の上、退部させることができます。

(10) 活動規定、活動のきまりについて

・登下校、対外試合の移動時における飲食、自転車の使用は厳禁とする。

・生徒指導上問題が発生した場合は、当該個人もしくは、当該部活動において、部活動停止や休部の処置をとることがある。

体育文化振興会旅費規定について

札幌市立手稲東中学校
体育文化振興会事務局

*次の大会等について、以下のように旅費を支給する。

全国大会中学校体育大会
 北海道中学校体育大会
 札幌市中学校体育連盟新人戦大会の結果等で出場権を得た全道大会
 全日本合唱コンクール NHK合唱コンクール

*その他必要に応じて、協議し旅費を支給する。

大会種別	費用	登録選手	指導者	備考
中体連 全国大会	参加費	実費支給	-	団体種目における登録マネージャーが、選手の場合は登録選手に、教師の場合は指導者と同様
	交通費	-	実費支給	
	宿泊費	実費半額×泊数×登録人数	実費支給	
	現地交通費	1,000円×日数×登録人数	実費支給(最低1,000円)	
	昼食費	-	1,000円×日数	
	雑費	500円×日数×登録人数	1,000円×日数	
	引率費	-	5,000円×日数	
中体連 全道大会	参加費	実費支給	-	
	交通費	-	実費支給	
	宿泊費	実費半額×泊数×登録人数	実費支給	
	現地交通費	1,000円×日数×登録人数	実費支給(最低1,000円)	
	昼食費	-	1,000円×日数	
	引率費	-	5,000円×日数	
中体連 全道大会 札幌近郊および札幌開催	参加費	実費支給	-	
	交通費	-	実費支給	
	宿泊費	3,000円×泊数×登録人数	実費支給	
	現地交通費	1,000円×日数×登録人数	実費支給(最低1,000円)	
	昼食費	-	1,000円×日数	
	引率費	-	3,000円×日数	
その他 全道大会	参加費	実費支給	-	
	交通費	1/2	実費支給	
	宿泊費	実費半額×泊数×登録人数	実費支給	
	現地交通費	1,000円×日数×登録人数	実費支給(最低1,000円)	
	昼食費	-	1,000円×日数	
	引率費	-	5,000円×日数	
NHK合唱 全日本合唱 全国大会	参加費	実費支給	-	
	交通費	-	実費支給	
	宿泊費	実費半額×泊数×登録人数	実費支給	
	現地交通費	1,000円×日数×登録人数	実費支給	
	昼食費	-	1,000円×日数	
	雑費	500円×日数×登録人数	1,000円×日数	
	引率費	-	5,000円×日数	
NHK合唱 全日本合唱 全道大会	参加費	実費支給	-	
	交通費	1/2	実費支給	
	宿泊費	実費半額×泊数×登録人数	実費支給	
	現地交通費	1,000円×日数×登録人数	実費支給	
	昼食費	-	1,000円×日数	
	引率費	-	5,000円×日数	

令和6年度 部活動活動費 決算報告

〈収入〉

費目	6年度予算	6年度決算	増減	備考
繰越金	0	0	0	
会費	1,338,000	1,386,000	48,000	部活動加入生徒から
雑収入	0	0	0	
合計	1,338,000	1,386,000	48,000	

〈支出〉

費目	6年度予算	6年度決算	増減	備考
積立金	0	0	0	体育文化振興会費へ
活動費	452,600	643,830	191,230	
施設設備費	160,000	44,000	-116,000	卓球台修理
大会参加費	248,000	225,630	-22,370	中体連主催の大会
指導費	433,000	428,400	-4,600	
保険費	44,140	44,140	0	
予備費	260	0	-260	
合計	1,338,000	1,386,000	48,000	

〈収支〉

1,386,000	—	1,386,000	=	0
円				円

令和6年度 体育文化振興会費 決算報告

〈収入〉

費目	6年度予算	6年度決算	増減	備考
繰越金	5,101,155	5,101,155	0	
体育文化振興会費	652,800	652,550	-250	家庭数・教師から徴収
入会金	669,000	693,000	24,000	部活動加入生徒から徴収
部活動費より	0	0	0	
PTA特別会計より	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
	6,422,955	6,446,705	23,750	

〈支出〉

費目	6年度予算	6年度決算	増減	備考
遠征費	1,000,000	1,253,256	253,256	
施設設備費	1,000,000	441,346	-558,654	
合計	2,000,000	1,694,602	-305,398	

〈収支〉

6,446,705	—	1,694,602	=	4,752,103
円		円		円

令和7年度 体育文化振興会予算案

手稲東中学校体育文化振興会

【部活動活動費予算案】

〈収入〉

費目	6年度決算	7年度予算案	増減	備考
繰越金	0	0	0	
会費	1,386,000	1,515,000	129,000	5,000円×300人(仮)、3,000円×5(仮)
雑収入	0	0	0	
合計	1,386,000	1,515,000	129,000	

〈支出〉

費目	6年度決算	7年度予算案	増減	備考
積立金	0	0	0	※派遣費へ
活動費	643,830	565,000	-78,830	基本25,000円+800×人数
施設設備費	44,000	100,000	56,000	部活動に関する設備等
大会参加費	225,630	250,000	24,370	中体連主催大会の参加費
指導費	428,400	530,400	102,000	20,400円×26名
保険費	44,140	50,000	5,860	
予備費	0	19,600	19,600	予備
合計	1,386,000	1,515,000	129,000	

【体育文化振興会費案】

〈収入〉

費目	6年度決算	7年度予算案	増減	備考
繰越金	5,101,155	4,752,103	-349,052	
体育文化振興会費	652,550	600,000	-52,550	1200円×世帯数(500)(仮)
入会金	693,000	300,000	-393,000	1000円×300人(仮)
積立金	0	0	0	
PTA特別会計より	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合計	6,446,705	5,652,103	-794,602	

〈支出〉

費目	6年度決算	7年度予算案	増減	備考
遠征費	1,253,256	900,000	-353,256	体育文化振興会費+入会金
施設設備費	441,346	1,000,000	558,654	5年計画で繰越金を支出
合計	1,694,602	1,900,000	205,398	

札幌市立手稲東中学校体育文化振興会会則

- 第1章 名称
- 1条 この会は、札幌市立手稲東中学校体育文化振興会といい、事務局を同校内におく。
- 第2章 目的
- 2条 この会は、札幌市立手稲東中学校部活動の援助・後援を通し、生徒の健全な心身の発達を促進することを目的とする。
- 第3章 事業
- 3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 部活動の援助及び部活動振興のための活動。
 - 2) その他この会の目的達成に必要な活動。
- 第4章 会員
- 4条 この会は、部活動に参加する生徒の保護者及びこの会の目的に賛同する者をもって会員とする。
- 第5章 会議
- 5条 この会の会議は、総会・役員会とする。
- 6条
1. 総会は、この会の最高決議機関で役員及び全会員で構成し、毎年4月に開き、会長が招集する。又、役員会が必要と認めた時は臨時に開くことができる。
 2. 総会は次の事項について審議する。
 - 1) 事業及び決算報告、並びに監査結果の承認に関する事項。
 - 2) 事業計画の樹立及び予算編成に関する事項。
 - 3) 役員を選出。
 - 4) 会則の改正。
 - 5) その他必要事項。
- 7条
1. 役員会は、役員及び事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
 2. 役員会はこの会の事業運営に関すること、及び総会から委託されたことの執行にあたるほか、次の事項について審議する。
 - 1) 事業運営に関する事項。
 - 2) 補充役員を選出、及び事務局員の委託に関する事項。
 - 3) 総会議案の準備。
 - 4) 細則の制定。
 - 5) 会費等の臨時徴収。
 - 6) その他総会に対して責任を負うべき事項。
- 第6章 役員及び顧問
- 8条 この会には次の役員をおく。
- 1) 会長 1名 (PTA 会長)
 - 2) 副会長 3名 (PTA 副会長、教頭)
 - 3) 会計監査 2名 (PTA 会計監査)
 - 4) 事務局長 1名 (教師)
 - 5) 事務局員 若干名 (教師)
- 9条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。但し、補充役員任期は前任者の残留任期間とする。
- 10条 役員任期は次の通りとする。
- 1) 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
 - 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
 - 3) 会計監査はこの会の会計を監査する。
 - 4) 事務局長は会の運営・推進に当たるほか、庶務及び会計に関する会務を処理する。
 - 5) 事務局員は、事務局長と共に庶務及び会計に関する業務を処理し、諸会議の準備をする。
- 11条 この会には顧問をおくことができ、必要なときは会長が委託する。

第7章 事務局

12条 この会の会務を処理するため、事務局に事務局長及び、会長に委託された事務局員を若干名おく。

第8章 会計

13条 この会に必要な経費は、会費・助成金・その他の収入をもってあてる。

14条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 付則

15条 この会の規約の改正は、総会において出席者の過半数以上の賛成により成立する。

16条 この会の業務を遂行するために必要な時は細則を定めることができる。

この会則は昭和57年4月より実施する。
平成2年4月一部改正
平成8年4月一部改正